

事 務 連 絡
平成18年8月30日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、特別徴収の開始時期の複数回化に係る手続き等に関して規定する介護保険法施行令の一部を改正する政令が別添のとおり本日公布されましたのでお知らせいたします。

つきましては、管内の市町村等に対しまして、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係

TEL03-5253-1111（内線）2164、2260

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 厚生労働省組織令の一部を改正する政令(二八二)
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令(二八三)
- 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(二八四)
- 介護保険法施行令の一部を改正する政令(二八五)
- 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二八六)

(省 令)

- 証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令(法務六九)

(告 示)

- 作物統計調査の農林水産大臣が定める件の一部を改正する件(農林水産二二六)

(公 告)

諸事項

- 自動車等の装置の型式を指定した件(国土交通一〇〇八〜一〇三一)
- 小型特殊自動車の型式を認定した件(同一〇三二〜一〇三九)
- 指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件(同一〇四〇〜一〇四二)
- 原動機付自転車の型式を変更する旨届出があった件(同一〇四三)
- 自動車の型式についての指定を取り消した件(同一〇四四)
- 自動車の装置の型式についての指定を取り消した件(同一〇四五)
- 検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件(同一〇四六)

裁判所 破産、免責、再生関係 特殊法人等

- 独立行政法人教員研修センター平成十七事業年度財務諸表、独立行政法人水資源機構役員の任命、独立行政法人都市再生機構、日本郵政公社平成十七事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分、全国社会保険労務士会連合会平成十七年度決算関係

会社その他 会社決算公告

本号で公布された 法令のあらまし

- ◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令(政令第二八二号)(厚生労働省)
- 1 社会保険庁の次長の職を廃止することとした。(第一五七条関係)
- 2 社会保険庁の総務部長の次長職兼任規定を削除することとした。(附則第四条関係)
- 3 この政令は、平成一八年九月一日から施行することとした。

- ◇電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二八二号)(総務省)
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律(平成一八年法律第四四号)の施行期日を平成一八年一月一日とした。

- ◇電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二八三号)(総務省)
- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(以下「法」という。第一七条第一項第六号の行政機関等及び裁判所に対する申請届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体として、私立学校法第三条に規定する学校法人及び同法第六四条第四項の規定により設立された法人を規定することとした。(第九条関係)
- 2 法第一七条第五項第一号の法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体及び同項の当該団体に所属する者として、次のとおり定めることとした。(第一一条関係)

他人の依頼を受けて 手続を行う者が所属 する団体	当該団体に所属する 者
全国社会保険労務士 会連合会	社会保険労務士
	社会保険労務士法人

日本行政書士会連合会	行政書士
日本司法書士会連合会	行政書士法人
日本税理士会連合会	司法書士
日本土地家屋調査士会連合会	司法書士法人
日本弁理士会	税理士
	税理士法人
	土地家屋調査士
	土地家屋調査士法人
	弁理士
	特許業務法人

- 3 法第一七条第五項第二号の行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関として法務省を定めるとともに、同項の当該団体又は機関に所属する者として公証人を定めるとした。(第一二条関係)
- 4 団体署名検証者が行う法第十九条の第二項の規定による回答は、総務省令で定めるところにより、団体署名検証者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名確認者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うこととした。(第一五条関係)
- 5 この政令は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行の日(平成一八年一月一日)から施行することとした。

- ◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二八四号)(法務省)
- 1 傷病等級ごとの障害、傷害等級ごとの障害、介護給付に係る障害及び遺族給付年金を受けることのできる遺族の障害の状態について、法務省令で定めることとした。(第四条の二、第五条、第五条の二及び第七条関係)
- 2 この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

介護保険法施行令の一部を改正する政令(政令第二八五号)(厚生労働省)

- 1 特別徴収の対象とする年金額
特別徴収対象者の把握時期が複数回化されることに伴い、新たな把握時期における特別徴収の対象とすべき年金額の見込額を一八万円以上とすることとした。(第四一条関係)
- 2 特別徴収対象年金給付の順位の特例
新たに先順位となるべき年金給付を受ける権利の裁定が把握された場合においても、翌年度の九月末日までは、従来の年金給付を特別徴収対象年金給付とすることとした。(第四二条関係)
- 3 特別徴収の事務手続等
新たな把握時期における特別徴収額の通知、特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務、被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知等について所要の規定の整備を行うこととした。(第四五条の二、第四五条の六関係)
- 4 この政令は、一部の規定を除き、平成一八年一月一日から施行することとした。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第二八六号)(厚生労働省)

- 1 健康保険法施行令の一部改正関係
1 地域型健康保険組合が一般保険料率の認可を受ける際の組合会における手続等について定めることにも、指定健康保険組合の要件から小規模であることを削ることを削る等について定めることとした。(第二五条の二及び第二九条関係)
- 2 保険医療機関等の指定及び拒否等の要件となる罰金等を定める法律を定めることとした。(第三三条の三関係)
- 3 埋葬料及び家族埋葬料の金額を五万円と定めることとした。(第三五条及び第四〇条関係)
- 4 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額を三五万円と定めることとした。(第三六条関係)

高額療養費の支給について、七〇歳未満の一般所得の場合の算定基準額の定額部分を八万一〇〇〇円と定める等のほか、標準報酬月額が五三万円以上の者を上位所得者と定めることとした(第四一条、第三三条関係)

- 5 高額療養費の支給について、七〇歳未満の一般所得の場合の算定基準額の定額部分を八万一〇〇〇円と定める等のほか、標準報酬月額が五三万円以上の者を上位所得者と定めることとした。(第四一条、第三三条関係)
- 1 入院時生活療養費の創設に伴い、就替え規定の追加、費用の請求に係る都道府県知事の届出等の規定の追加等を行うこととした。(第七條の二及び第七條の三関係)
- 2 一の五の高額療養費関係と同様の改正を行うこととした(第一四條、第一六條関係)
- 1 入院時生活療養費の創設に伴い、就替え規定の追加等を行うこととした。(第二八條の三の二関係)
- 2 一の五の高額療養費関係と同様の改正を行うほか、年間所得六〇〇万円超の者を上位所得者と定めることとした。(第二九條の二、第二九條の四関係)
- 四 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正関係
平成一八年一月一日から平成二二年度までの各年度において、保険財政共同安定化事業を実施することに伴い、交付金及び拠出金の算定方法につき必要な規定の整備等を行うこととした。(附則第五條、第一一條関係)

この政令は、平成一八年一月一日から施行することとした。

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令

平成十八年八月三十日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 安倍 晋三
御名 御璽

政令第二八八二号
厚生労働省組織令の一部を改正する政令
内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第一款 特別な職(第五百五十七条)」を「第一款 削除」と改める。
第二章第一節第一款を次のように改める。
第一款 削除
第五百五十七条 削除
附則第四條を次のように改める。
第四條 削除

この政令は、平成十八年九月一日から施行する。
厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 安倍 晋三

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。
御名 御璽

平成十八年八月三十日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 安倍 晋三

政令第二八八三号
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十四号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。
御名 御璽

平成十八年八月三十日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 安倍 晋三

政令第二八八四号
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十四号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
御名 御璽

平成十八年八月三十日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 安倍 晋三

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十八年十一月一日とする。

平成十八年八月三十日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 安倍 晋三
御名 御璽

政令第二八八三号
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十四号)の施行に伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第十七条第一項第六号及び第五項、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令(平成十五年政令第四百八号)の一部を次のように改正する。
第八條中「第十七條第一項」を「第十七條第一項第五号」に改める。
第十八條を第二十二條とし、第十三條から第十七條までを四條ずつ繰り下げる。
第十二條第二項中「第十五條第二項」を「第十九條第二項」に改め、同條を第十六條とする。
第十一條中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同條を第十四條とし、同條の次に次の條を加える。
(団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法)
第十五條 団体署名検証者(法第十七條第六項に規定する団体署名検証者をいう。以下この条において同じ。)が行う法第十九條の二第一項の規定による回答は、総務省令で定めるところによる。

平成十八年八月三十日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 安倍 晋三

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
御名 御璽

平成十八年八月三十日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 安倍 晋三

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御 璽

平成十八年八月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 安倍 晋二

政令第二百八十五号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二項、第八條の二第二項、第五十六條第七項、第三十三條第二項から第八項まで、第三十五條第六項、第四十條第三項及び第四十一條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第二号中「訪問介護員養成研修事業者」を「介護員養成研修事業者」に改める。

第四十一條の見出しを「特別徴収の対象となる年金額」に改め、同条中「の政令」を「及び第二項から第六項までに規定する政令」に改める。

第四十二條中「第百三十五條第三項」を「第百三十五條第六項」に、「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、いう。の下に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなったときは、当該裁定のあった日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収されている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

第四十三條中「第百三十八條第二項」の下に「（法第百四十條第三項において準用する場合を含む。）」を、「第百三十八條第一項」の下に「（第百四十條第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十四條の表を次のように改める。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第百四十條第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（法第百四十條第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六條第一項	規定による通知が行われた場合において前条第一項並びに第五項に定める部分に限る。この規定により特別徴収の方法により特別徴収を徴収しようとするとき	第百四十條第一項の規定により特別徴収の徴収しようとする場合において	第百四十條第二項の規定により特別徴収の徴収しようとする場合において
支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額

第百三十六條第三項	第一項	年の八月三十一日まで	第百四十條第三項において準用する第一項	第百四十條第三項において準用する第一項
第百三十六條第四項及び第五項	第一項	年の七月三十一日まで	第百四十條第三項において準用する第一項	第百四十條第三項において準用する第一項
第百三十六條第六項	第一項	年の七月三十一日まで	第百四十條第三項において準用する第一項	第百四十條第三項において準用する第一項
第百三十七條第一項	前条第一項	前条第一項	第百四十條第三項において準用する前条第一項	第百四十條第三項において準用する前条第一項
第百三十七條第二項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第三項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第四項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第五項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第六項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第七項	第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第二項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第三項	第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第四項及び第百三十九條第三項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額

第百三十七條第二項	前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十七條第三項	第一項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十七條第五項及び第六項	前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十七條第七項	第一項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十八條第一項	支払回数割保険料額	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十八條第二項	前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十八條第三項	第一項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十八條第四項及び第百三十九條第三項	特別徴収対象保険料額	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項

第四十五條の四 法第百三十六條から第百三十九條まで（法第百三十六條第二項を除く。）の規定は、法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第百三十五條第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は法第百三十四條第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第百三十六條第一項	第百三十四條第一項	前項	前項	第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は法第百三十四條第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。
第百三十六條第三項	前条第一項	同条第三項	同条第三項	支払回数割保険料額の見込額
第百三十六條第四項及び第五項	第一項	令第四十五條の四において準用する第一項	令第四十五條の四において準用する第一項	支払回数割保険料額の見込額
第百三十六條第六項	第一項	令第四十五條の四において準用する第一項	令第四十五條の四において準用する第一項	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七條第二項	前項	令第四十五條の四において準用する前項	令第四十五條の四において準用する前項	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七條第三項	第一項	令第四十五條の四において準用する第一項	令第四十五條の四において準用する第一項	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七條第五項及び第六項	前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七條第七項	第一項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八條第一項	支払回数割保険料額	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	支払回数割保険料額の見込額

第百三十八条第二項	前項	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。	令第四十五条の四において準用する前項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項	令第四十五条の四において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十八条第四項及び第百三十九条第二項	前項	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。	令第四十五条の四において準用する前項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額	令第四十五条の四において準用する前項
第百三十六条第三項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額	令第四十五条の五において準用する前項
第百三十六条第四項及び第百三十六条第五項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額	令第四十五条の五において準用する前項
第百三十六条第六項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額	令第四十五条の五において準用する前項
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	令第四十五条の五において準用する前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項
第百三十四条第一項	前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	令第四十五条の五において準用する前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項

第四十五条の五 法第百三十六條から第百三十九條まで（法第百三十六條第二項を除く。）の規定は、法第百三十四條第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第百三十七條第二項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額
第百三十七條第三項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額
第百三十七條第五項及び第百三十七條第七項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額
第百三十八條第一項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額
第百三十八條第二項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額
第百三十八條第三項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額
第百三十八條第四項及び第百三十九條第三項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額
第百三十九條第六項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
	特別徴収対象保険料額	第百三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額
第百三十六條第一項	前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	令第四十五条の五において準用する前条第一項
第百三十四條第一項	前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	令第四十五条の五において準用する前条第一項
第百三十六條第三項	前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	令第四十五条の五において準用する前条第一項
第百三十六條第四項及び第百三十六條第五項	前条第一項	令第四十五条の五において準用する前条第一項
	支払回数割保険料額	令第四十五条の五において準用する前条第一項

第四十五条の六 法第百三十六條から第百三十九條まで（法第百三十六條第二項を除く。）の規定は、法第百三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第百二十六条第六項	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
第百二十七条第一項	前条第一項 七月三十一日	令第四十五条の六において準用する前条第一項 六月二十五日
第百二十七条第二項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
第百二十七条第三項	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十七條第五項及び第六項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
第百三十七條第七項	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十八條第一項	支払回数割保険料額	令第四十五条の六において準用する第百三十六條第一項
第百三十八條第二項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
第百三十八條第三項	特別徴収対象保険料額	令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十八條第四項及び第百三十九條第三項	前項	令第四十五条の六において準用する前項

第一條 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、介護保険法施行令第三條第一項第一號及び第二十六條の改正規定は、公布の日から施行する。

附則
(施行期日)

特別徴収対象保険料額
令第四十五条の六において準用する第一項

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣臨時代理 安倍 晋三

平成十八年八月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 安倍 晋三

政令第百八十六号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令の一部改正
（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 合併及び分割並びに解散（第二十六條―第三十一條）」を「第五節 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可（第二十五條の二）」に、「第三十四條」を「第三十三條の二」に改め、並びに解散（第二十六條―第三十一條）を「第三十三條の二」に改め、各号を削る。

第一章第六節を同章第七節とする。

第二十九條中「継続する健康保険組合であつて、次の各号のいずれかに該当する」を「継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用（法第五十三條に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用を除く。）の額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の合算額を除いた得た率が百分の九十五を超える状態が継続する健康保険組合であつて、準備金その他厚生労働大臣が定める財産の額が同項の指定するべき年度の直前の三箇年度において行った保険給付に要した費用の額の一年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額を下回つた」に改め、各号を削る。

第五節 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可
第二章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第二十五條の二 地域型健康保険組合の一般保険料率を単位として不均一の一般保険料率を設定することとし、当該一般保険料率並びにこれを適用すべき被保険者の要件及び期間について、当該地域型健康保険組合の組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。